

【法第 37 条の 2 対象となる医療の区分(対象医療○、対象外医療×)】

	項目	対象適否
診察	初診料	×
	再診料、外来診療料	×
	外来管理加算	×
医学管理	特定疾患療養管理料	×
	小児科外来診療料	×
	外来栄養食事指導料	×
	薬剤情報提供料	×
	診療情報提供料	×
	傷病手当金意見交付料	×
	療養費同意書交付料	×
	公費申請時の診断書料・協力料	×
在宅	在宅医療	×
検査	結核菌検査(PCR法を除く)	○
	副作用の早期発見のために必要な検査	○
	上記検査の判断料、採血料	○
	血沈検査及び上記以外の検査	×
画像	X線検査、CT	○
	MRI	×
投薬	化学療法	○
	処方料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤料	○
	処方せん料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤技術基本料	○
注射	注射料	○
処置・手術・入院	外科的療法	○
	骨関節結核の装具療法	○
	上記療法に必要な処置その他の治療	○
	上記療法に必要な入院	○
食事等	入院に食事療法・入院時生活療養	×